

○財務省告示第三百六十三号  
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四  
 年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に  
 基づき、平成二十七年十月十五日に発行した個人  
 向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十一日  
 財務大臣 麻生 太郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率	初期利子
個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第六十四回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六	条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	額面金額で百九十三億四千四百	五十四万円	一万円	平成二十七年十月十五日	額面金額百円につき百円	年〇・〇五パーセント	平成二十八年四月十五日を支払
							する。			た金額を支払う。ただし、支払

十一	第二期以後の利子
十二	償還期限
十三	償還金額
十四	払込期日
十五	払込場所
十六	中途換金の取扱

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成三十年十月十五日額面金額百円につき百円平成二十七年十月十五日日本銀行の本店又は支店

中途換金の買取りは、平成二十八年十月十五日以後において、この区分別に、その買取金額は、次の区分に依り、それぞれ算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十八年十月十五日から平成二十九年四月十五日前までの間の場合

$$\frac{\text{償還金額} + \text{利息} - \text{入金総額}}{100} \times 2 - \text{入金総額}$$

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合





十八

元利金支  
払場所

日本銀行